

社会福祉法人よつば福祉会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育て両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率を95%以上にする

《目標を達成するための方策と実施時期》

2023年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため
制度に関するチラシを作成

2024年1月～ 職員にチラシを配布

目標2 育児休業期間中、定期的に会社に関する情報を提供する

《目標を達成するための方策と実施時期》

2023年4月～ 提供情報内容の検討

2023年10月～ 情報提供の実施

目標3 当該年に付与された年次有給休暇の取得率50%以上とする

《目標を達成するための方策と実施時期》

2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

2023年8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を年1回以上行う